

## 第5回 久留米市水道料金制度審議会議事概要

1. 日 時 平成18年11月16日(木)14時

2. 場 所 久留米市企業局合川庁舎第1会議室

3. 出席者

【委員】 西土純一会長、  
石丸茂夫委員、岩崎フミ子委員、亀川正司委員、  
古賀和典委員、鶴田榮子委員、中園和行委員、  
棚尾和枝委員、藤田桂三委員、松永恵美子委員

【事務局】 最所一志水道ガス部長、広田耕一水道ガス部次長  
古賀久幸技術担当次長、近藤孔史経営企画室長、他

4. 会議次第

水道料金制度について(基本料金、基本水量等)

1. 前回要望資料について
2. 一部料金制、二部料金制について
3. 基本料金について
4. 基本水量について

5. 議事概要

会長 それでは定刻になりましたので、ただ今から、第5回の審議会を開催します。  
前回第4回目の審議会で、皆様方のご意見を頂戴いたしました。ほぼ全員が大口の料金については下げるべきだというご意見だったと思っております。  
ただし小口の料金については、これは色々ありまして、まとまったご意見にはなっていなかったと記憶しております。  
いよいよ今日から具体的な料金体系の議論に入るわけでございますので、どうぞ活発なご意見を願います。  
その前に前回、資料の提出のご意見がございました。内容につきまして事務局から説明をしていただきます。どうぞよろしく願います。

事務局 (1. 前回要望資料について資料に基づき報告)

会長 ありがとうございました。ただ今の説明で何かご質問はございますか。

城島、三瀧、旧久留米の安い方にあわせた試算では、約11億4百万円の減収になる。ということはお分かりいただけでしょうか。

では、前回ご要望のあった資料については、これで終わらせていただきます。

会長 (2. 一部料金制、二部料金制について資料に基づきまとめ)

会長 皆様方のご意見の前に、本日欠席されております委員が、ご意見を提出されております。委員のご意見を先にご紹介いたします。

需要者の公正妥当な料金、適正な原価、需要者の負担を考えると現行の二部料金制で良いというのが結論でございます。

どうぞ皆さん方、一部料金、二部料金どちらがいいかご意見をお出してください。

中核市等の料金体系の状況を見ますと、41の市すべてが二部料金制になっているということです。

委員 やはり二部料金制は採らざるを得ないのではないかと、私は思います。

会長 他にご意見はございますでしょうか。では二部料金制ということで、この審議会としてはいきたいということでございます。

全員了承

会長 (3. 基本料金について資料に基づきまとめ)

会長 次は基本料金についてです。二部料金制ですから基本料金が必要です。旧久留米は口径別、三瀧、城島地区が用途別という基本料金の体系になっておりますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

旧久留米の方々は口径別で今まできているわけですが、三瀧と城島地区は用途別ということで、もし口径別に変わるとしたら抵抗があるかと思えます。

ご意見がありましたらどうぞ。

委員 ちょっと難しいですね。ただ単なる金額だけでも言えないですから。経営面など色々な面もあります。今の段階でどちらとは、私は自信を持って言えません。

用途別が口径別になっても、世の中がひっくり返るように、変わるわけではないとは思いますが。

会長 逆に旧久留米の方々に、用途別にしようというご意見はございますか。

委員 私は口径別が良いと思います。受益者負担というか、よく使う方は口径が大きいわけです。

用途別の場合は、工場用というのは純粋に工場用と、事務所などの家庭用というのもあるでしょうし難しいと思います。

会長 確かに用途別の場合は、どういう用途に使うかということを決めることが難しくなります。

口径別の方がその点すっきりしているということだと思います。

それでは皆様の意見として、口径別ということで一応よろしゅうございますか。

全員了承

委員 お尋ねになりますが、旧久留米の口径別の基本料金は、13ミリと20ミリが別々に設定されています。

これを城島、三瀬と同じように、家庭用の13ミリ、20ミリ口径は一緒のレベルに持っていくということはできるのでしょうか。

会長 旧久留米市では、今は13ミリと20ミリの基本料金に差をつけています。

中核市等の資料では、口径別の料金体系を採っている35市の内、13ミリと20ミリの基本料金が同額という市が8市あります。残りの27市は、分けているという状況のようです。

事務局のお考えはいかがですか。この13ミリと20ミリに差をつける。特にこういった理由があるということはいかがでしょうか。

委員 ワンルームマンション、例えば学生さんなどは、基本水量以下のレベルの方がかなりいらっしゃると思います。

その中で13ミリの基本料金は、ものすごく低く設定されています。

その辺は若干負担を増やしていただくような形で考えていただくと、だいぶ総トータル的には寄与されるのではないかと考えて提案をしたわけです。

事務局 口径別の料金体系の場合、基本料金は13ミリから250ミリまで口径ごとに分かれています。

これはメーター口径の大きさによって、一度に受けるサービスの度合いが違うということで基本的には差をつけています。

13ミリと20ミリは、一般家庭用に使われているところがほとんどです。

13ミリと20ミリの基本料金を同額にしてある市は、一般家庭用であれば、同額でも良いのではないかという、用途別の考え方も取り入れて、一緒にされているのだらうと思います。

委員 家庭用の13ミリと20ミリの割合は分からないでしょうか。

事務局 旧久留米市、平成17年度の口径別調定件数で、全体の調定件数に占める割合は、13ミリが50.0パーセント、20ミリが47.7パーセントです。

会長 13ミリと20ミリの扱いですが、今は差をつけています。ところが実情は調定件数でいうとほぼ半々だということです。

これを一緒にしている市もあるという実情です。この件につきましては、どう考えたら良いと思われませんか。

委員 仮に数字的には半々だとしても、その内容にもよると思います。

13ミリをお使いの中で1人暮らしの所とか、あるいはまた3人暮らしでもギリギリ13ミリの基本料金でいける人もあると思います。

だからその割合によっては、やっぱりちょっと考えることはあると思います。

委員 13ミリというのは、今までの古い家が多いと思います。最近建っている家は、20ミリだということでした。

1人暮らしの老人の世帯だと13ミリでちょうど良いと思います。

受益者負担を考えれば、自分が使った分は当然払うべきものは払うべきです。しかし、老人の1人暮らしが多くなる状況を考えれば、分けてもらった方が良いと思います。

委員 13ミリと20ミ리를同額にした場合は、どうしても高いほうに合わせることになるでしょう。

会長 その場合は20ミ리를下げて、13ミ리를上げるということになるでしょう。

委員 使った分だけお金を払いたいということであれば、例えば基本料金を下げてその代わり1㎡いくらという形にするというやり方もあるわけです。

加入金制度というの、他の所にはあるようです。加入金制度とは、例えばうちに水道を引いてくださいとお願いした時に払うお金ですか。それは返ってくるのですか。権利金みたいなものですか。

- 事務局 一種の権利金みたいなもので、返ってはきません。  
加入金制度は、旧久留米はありませんが、三潴、城島地区にはございます。  
加入金制度というのは、実は法定の制度ではございません。任意の制度ですが、大半の水道事業体で加入金を取られています。  
基本的な考え方としては、既に作られている水道施設を新たにに使わせていただくということで、一種の権利を買うというような趣旨から加入金を取っている所が大半の様でございます。  
これは後ほどまた、ご審議をお願いしたいと思っております。
- 委員 基本料金はどのような性格ですか。設備の維持に役立てるということであれば、口径別に値段が違ってもいいという気がします。後は水準をどうするのかと言う話です。  
一人暮らしですと多分使った分だけしか、お金を払いたくないというのは、そのとおりだと思います。使った分だけお金を払うというのはある意味では受益者負担の考え方にかなり近いと思います。  
基本料金があって10m<sup>3</sup>まではそれで賄えるという基本水量制を無しにするということです。その代わりその部分は単価を考えましょうということです。
- 会長 基本料金と従量料金がございます。これは収入の側から考えますとコストが掛かっています。水道の施設を維持するのに必要な固定費というのがございます。固定費というのは、どれだけ使っても掛かる費用。施設などの費用です。あるいは利息の費用などです。  
それと水道を送るのに使う費用が掛かります。これは変動費です。  
固定費の部分は基本料金で、変動費の部分は従量料金でと考えるのが、一番分かりやすい考え方だと思います。固定費の分は、みんなで負担する。使った分だけは変動費の部分で負担するという考え方です。  
ところがそうしますと、ものすごく固定費が多いので、基本料金が非常に上がります。一人暮らしでも大口利用者でも基本料金が高額になりますから、だからこれは全然話にならないわけです。  
そこで基本料金を抑えて従量料金の方を割高にしていくわけです。基本料金というのはみんなが負担する分です。しかし理屈どおり1利用者あたりいくらというわけにはいきません。そのために口径によって、差をつけているわけです。  
政策的に特に家庭用は基本料金を安くしている。そのため大口利用者は高くしていくという考え方を取らざるを得ない。ということになると思います。  
話を戻しまして、13ミリと20ミリは別にそれ以上の口径でも区別があるわ

けですから、今までどおり差があって良いという考え方。

同じ家庭用なら一緒に良いではないかという考え方。両方あると思います。

委員 単身世帯で若い方、学生さんなどはあまり水道料金を気にされていないと思います。けれども、年配の方で13ミリを使ってある所は、若干でも料金を上げただけでも、多分電話を掛けてこられるのではないかと危惧してしまいます。

委員 13ミリと20ミリに分けた時に何か具合が悪い所があるのですか。

事務局 口径別の考え方からいけば、分ける方がむしろ自然な考え方です。

委員 口径の大きい方が利便性はあるわけです。口径別もそれだけの利便性があれば、その分だけ高く払うべきだと思います。

委員 用途別か口径別かという論議をして、口径別で行こうと決めたわけですから、13ミリと20ミリが実態として家庭用であっても、口径に応じてある程度の差がつくという今の口径別料金の方が論議の経過として正しいと思います。

それから今後の論議を進めるにあたって、実態の話は色々あると思います。基本水量をどう設定するか、基本料金の料金設定をどうするかなどは、また別の問題として出てくると思います。それは実態論の中でやればいいいわけで、口径別で行くべきだと思います。

委員 基本料金というのは必要だろうと思います。基本的に必要なものは大きかろうが小さかろうが必要だろうし、その上に使った量を払うということですが、大量に使う所と家庭用で使う所は、口径で差が出てきますので、大量に使う所はまた口径が大きい口径で料金は高いしそれでいいのではないかと思います。

会長 口径別という料金体系ですので、13ミリと20ミリを同額にする必要はないだろう。区別するのが正しいという皆さんのご意見のようです。13ミリと20ミリは従来どおり区別するというで行きたいと思います。

委員 審議会に入りまして、領収書をよく見てみました。我が家は普通の一般家庭ですが、20ミリとなっていますので、20ミリが多いのかと思っていました。

13ミリというのは、集合住宅などが多いということではないのですか。

事務局 従来一般家庭用は、13ミリで取り出しを行っておりました。

その後各家庭にボイラーなど高度な器具が入ってきました。それから家の周りにも散水用の蛇口とかが増えてきました。

蛇口数が7、8栓以上になって水を同時に使いますと、例えば、風呂に水をどんどん使うと、台所で水が出ないなどの状況がでてきます。

それを解消するには口径を大きくするというので、一般家庭も蛇口数が増えてきて、20ミリのメーター口径が必要になったということです。

ですから古い家屋については13ミリ、新規に建ててある所は20ミリ。それから学生アパートなどは、蛇口数が3栓とか2栓程度ですから、13ミリという形になっています。

会長 (4.基本水量について資料に基づきまとめ)

会長 基本水量制については、我々はどう考えたら良いでしょうか。

委員 使用する水量にもよるでしょうが、久留米市でもよほど都心部でなければ、井戸と水道と併用している所がほとんどじゃないかと思います。

ですから、普段は地下水を使って、停電の時は上水道を使うというような方がおられるのであれば10<sup>m</sup>の基本水量は残していただいた方がよいと思います。

委員 基本的には基本料金が水道の設備を維持するための料金だということであれば、後は使用量に応じて5<sup>m</sup>でも8<sup>m</sup>でも使った分だけお支払くださいというのが、普通かなという気がします。

金額の水準は別にして、基本料金は維持をするために必要です。後は使った分だけ料金を払えばよいと思います。

会長 つまり基本水量は撤廃して良いというご意見です。

基本料金は二部料金だから必要です。問題は基本水量です。

具体的に言うと、基本水量は今までどおり維持するという考え方。

それから基本水量は減らしても良いのではないかという考え方。たとえば8<sup>m</sup>くらいに減らしても良いのではないかというご意見。

それから基本水量は全く撤廃して良いのではないか、使った分だけ料金を払うという3つの考え方になると思います。

事務局 色々論議いただくのですが、基本的に数字を考えるのは、委員もおっしゃったように後からということをお願いします。

基本的に社会の環境を踏まえて今からの時代に、どういう制度があり方として

ふさわしいかという所で論議をしていただきたいと思います。

基本料金が上がるか下がるかなどはまた、その後に論議していただくことになります。

基本水量制は、資料にありますように水道の普及を促進する。公衆衛生の向上を図る。料金を低廉に抑えるということで政策的な配慮から導入されました。

今の時代においては水道の普及は、100パーセントまではいきませんが、ほぼ目的は達成されている。それから公衆衛生の向上もあわせてほとんど達成されています。

問題は料金を低廉に抑えるということですが、これも今意見が出ておりましたように、一定生活用水だから抑えたいという意見と使った分だけ払うべきではないかという両方の意見があります。

それと後1つ低廉に抑えている関係で原価割れをしているという話も若干しました。その辺も含めた所でこの3番目の料金を低廉に抑えるというところがどこの自治体も今論議をされているような状況でございます。

そういった中でどうあるべきかという点でお話していただきたいと思います。

また、必ず今日ここで決定する必要はありません。ご自由にご意見をいただいて、また次回以降、従量料金制度も出てきますので、徐々に詰めていっていただければ結構かと思います。

委員 検針というのは、1軒ごとに2ヶ月に1回、回っているのですか。

それは水道ガス部の方が回っているのですか。あるいはどこかに委託された方が回っているのですか。

事務局 水道の検針は、回らなければ料金のご請求ができませんので、必ず2ヶ月に1回、回ります。

水道ガス部直営と委託には個人委託、法人委託があります。今委託の割合が56パーセントぐらいです。平成20年度には100パーセント委託をする計画で今進めております。

委員 家庭用の下水道料金を見ていると水道を使った分だけ下水道も使いましたという計算です。井戸がある場合で水道の使用量が0という所は、基本料金はかかるでしょうが、下水道の料金も0になるのですか。

事務局 下水道料金は水道の使用水量を全量流したという仮定をして料金を請求します。井戸がある場合は、それプラス井戸水の量で請求します。当然、一般家庭の井戸にはメーターが付いておりません。



実際現地に調査に行きまして、水道の蛇口がどれだけあって、井戸水をどれだけ使うかそういうお話をして、大体家族が何人、じゃあこれだけ井戸を使われるだろうということで認定をして請求します。

大きい所、企業になりますとメーターをつけておりますので、その分の報告がありますから地下水と市の水道と合わせたところでご請求をしています。

委員 受益者負担という考え方。それから論議がずれるかもしれませんが、これだけ環境問題もあって、節水という意識を高めるということを含めて、基本水量制は、撤廃してもいいのではないかと思います。

料金の問題を言ったらきりがないので、その時に基本料金をどれだけ下げて、10m<sup>3</sup>までの使い方をどうするのか。試算は大変ですけど色々な角度からやっていただく必要があると思います。

基本水量制の趣旨の話も出ましたが、そこもほぼ解決とまではいきませんが、普及は広がっています。

世の中の受益者負担という考え方の徹底と、私はあえて環境問題、節水意識もあえて自分が使った量で負担するというところで、その意識を高めていってもらうということも含めて撤廃していいのではないかと思います。

水はあるから使えという話ではないからです。

いずれにせよ今までの話の中で水道の使用量そのものは落ちていっている。将来に向かっても落ちていくのではないかと思います。

その中で料金設定と、いわゆる企業収益がどうあるべきか。ここが大変ですけど最後の結論の所でしょう。事務局で様々な角度から検討をいただいて私たちが市民感情や公益的な立場からどれがいいという答申を出せばいいと思います。

会長 節水意識を高めるということと受益者負担ですね。非常に分かりやすい論理です。基本水量は撤廃した方が良いというご意見でした。

委員 他の自治体の状況もよく分からないのですが、水道料金に関しては、日常生活上、あまり所得がない。あるいは少ない方でそれでも水を沢山使わなければいけない状況にあるような方に対して、減免制度はあるのでしょうか。

事務局 社会福祉的な意味での減免制度は、久留米市企業局では採っておりません。

他の水道事業体においては、生活保護者等に対する減免制度がある所もあります。しかし今全国的には、減免制度は廃止の方向で進んでいます。

仮にそういう制度をとれば、その分に関しては一般会計からの繰り入れになります。本来市長部局が行うべき事業を企業局がやるべきではありませんので、そ

の部分は税金から補填してもらおうということになります。

委員 分かりました。そうですね。福祉政策ですね。いわゆる生計費、絶対生計費については、生活保護費とかそちらで見てもらった方がいいでしょう。水道料金制度で論議するとややこしくなりますね。

委員 難しいですね。でも物の考え方で若干私も勘違いをしていました。受益者のために、物の考え方と数字を平行して考えないといけないと思っていました。物の考え方でこの審議会を進めていこうということであれば、その方が色々な意見が言えますから、それでいいと思います。

会長 結局我々はこういう料金体系を考える。我々の合意を文書化します。当然料金は安くしろとサービスは向上させると、効率を良くしろとこういう事を言えばそれでいいわけですよ。料金を決めるのは議会ですから。

委員 基本水量の量に対しては、私もまだ分からないのですが、基本水量というのは、私はあっていいと思います。今の基本水量の量が、果たして適正かというのは、ちょっと分かりません。私個人の考え方からいくと基本水量は、あった方が良くと思います。基本水量の量は、また別ですが。

会長 基本水量という仕組みは、結局、最低限の生活に必要な水については、安く抑えるという意味ではないのですか。

事務局 そうです。一般家庭で一定の水は安く使ってもらって、公衆衛生の向上を図るために、政策的に導入されたということが元々の発端です。ただお話ししましたように時代が段々変わってきて、他の自治体も色々な検討をされているという状況です。

会長 基本水量を残すというのも1つの考え方ですね。

委員 基本料金の考え方を、今までの設備投資の減価償却なり、維持管理費。いわゆるいざと言う時に使える権利としての基本料金の設定という考え方でいくと、元々あった基本水量の意義である、公衆衛生の向上や水道の普及といったところとは、私は割り切って考えていいのではないかと思います。

どうしてそういうことを言うかといいますと、中核市等の基本料金の資料で、例えば川越市なんかはものすごく安い基本料金250円に設定されています。

結局色々な企業収益だとか最低限の生活、一般的に必要な月の一般家庭の使用量が10m<sup>3</sup>と仮定するならば、10m<sup>3</sup>の料金設定が、いかに安く抑えられているのかというのも1つの論議の目安にはなると思います。

金額を決めるということではなくて、安く基本料金を設定している市が、10m<sup>3</sup>使った時に、いくら料金として受益者が負担しているのかお伺いしたい。

事務局 川越市は、口径13ミリ、10m<sup>3</sup>使用で900円となっています。

川越市は基本水量制を採られていませんので、1m<sup>3</sup>から料金をいただいてあります。基本料金は250円ですが、8m<sup>3</sup>までの1m<sup>3</sup>ごとに60円、9m<sup>3</sup>から15m<sup>3</sup>までは85円という単価を設定してあります。

委員 10m<sup>3</sup>使えば結果として川越市の方が高くなる。反対にあまり水を使わない、例えば5m<sup>3</sup>しか使わなかったら、川越市の方が安いとなるわけですね。

私は今のを聞いて、改めて基本水量は撤廃して良いのではないかと思います。実際の最低限の生活水量が、月何m<sup>3</sup>が正しいのかは、よく分かりませんが。

事務局 東京都水道局が世帯人員ごとの平均の使用水量を実態調査されています。

これによりますと平成15年の1ヶ月の平均使用水量は、1人世帯が8.2m<sup>3</sup>、2人世帯で16.3m<sup>3</sup>、3人世帯で21.8m<sup>3</sup>、4人世帯で26.8m<sup>3</sup>、5人世帯で29.4m<sup>3</sup>、6人以上で37.2m<sup>3</sup>となっております。

会長 中核市等の資料にもありましたように、それぞれの市によって基本料金や従量料金がバラバラです。ですから参考になると言えませんが、ならないと言えられないように思います。

結局我々は考え方だけを議論していただければいいわけです。数字そのものは事務局の方にお任せすればいいわけです。

事務局 はい。数字を言い出すとなかなかきりがないので、一定の考え方だけを議論していただければ結構です。

ただ最終的には、一定のシミュレーションをしないといけないと思います。

委員 考え方であれば、やっぱり使っただけという形で考えていっても良いのではないのでしょうか。受益者負担というだけで。基本水量は撤廃しても良い。そういう考えもできます。

委員 単純な考えをすれば、自分が使った分だけは自分で賄うべきだと思いますので、基本水量は撤廃しても良いと思います。

委員 基本水量を廃止した場合のデメリットは、どういうことが考えられますか。もう一定の目的を果たしたという説明をお聞きしたのですけれど。

事務局 あえて言うとしたら、使わないと水がずっと溜まったままになりますので、そういう意味では水が古くなるということはありません。

基本水量を廃止して、1 m<sup>3</sup>から従量料金を払うことになると、多少水を出さないと、少し古くなった水が出るということになったりします。それは今の基本水量を使ってある方も長期間どこかよそに行っていて、使う場合は、少し出してくださいということと通じるような話です。

それがデメリットと大きく言うほどのことかは、疑問なところです。

委員 ここに来るまでは、水道料金のことをあまり理解していなかったもので、10 m<sup>3</sup>使っても変わらないという基本水量が、何で付いているのかということの方がちょっと不思議でした。また、25ミリまでは基本水量が付いていて、他は付いていないのはなぜかなという素朴な疑問もありました。

先程の説明で基本水量制を昔導入したのが、政策的配慮からということで、良く理解できました。

基本水量制が政策的配慮から導入されたということから考えると、もうその役割は、果たしているのかなと思いました。

会長 公衆衛生の向上や、水道の普及の目的は果たしたわけです。ところが料金を安く抑えるという面では、まだ一定の役割は果たしていると思います。

基本水量があるということは、先程の東京都のデータだと結果的には、1人世帯ぐらいしか適用がなさそうですねけれども、切り詰めて水道を10 m<sup>3</sup>までに抑えた場合には安い料金を負担すれば良いわけです。

だけど一人暮らしで10 m<sup>3</sup>も水道を使用しない学生の立場に立つと、基本水量を撤廃した方が良いのかなと思います。

委員 高齢社会真只中になっています。もう20パーセントを超えています。25パーセントが高齢世帯ということになる。介護保険等も改正されて、高齢者になってもお金を待たないと生きていけないような時代になっています。

そこで何か少しでも抑えられるものがあるとするならば、それは検討の余地が

あるのではないかと私は思います。

そしてそれが高齢世帯などに、いくらかの水道料金が抑えられるとするならば、これは考える意味が大きいのではないかと思います。

基本水量を撤廃した方が一人暮らしの高齢世帯にとって、安価であれば、良いのではないかなと、単純になんですけれどもそう思いました。

会長       これは料金を考える時に、確かにそういうことになるかもしれませんが、基本料金が今度は高くなったら、という問題も出てきます。

委員       だから一概に基本水量だけを抑えて、安くいくかということそうじゃない面が出てくるのではないかと思います。

会長       基本料金を今よりも高くせざるを得なくなった場合に、またどうなるかという問題があるということですね。

委員       だからそれは、全体的なバランスの中で考えていかないといけないと思います。あくまでも、私たちは住民の立場でここに参加しているわけですから。

委員       基本水量がある、なしに関係なく金額が安い方が良いということでしょう。

委員       基本水量を撤廃するというのが、高齢者の中にプラスになっていくのか。そこを私も懸念するわけです。だから簡単には申しあげ難い。

委員       基本水量を抑えて基本料金がアップになるかもしれません。  
そこはまた、シミュレーションをされるとおっしゃいましたから、期待したいと思います。

会長       そうなると具体的に数字を出してもらって、こういう使い方をすると基本料金はこれで、基本水量はこれだとか。色んなケースでこの場合だったら、こちら側が安くなる、この場合だったらこちらが高くなるというシミュレーション、数字を出してもらわないと結論が出ないということになりかねません。

委員       料金だけでいけば、まったくそのとおりです。

委員       料金だけじゃなく、企業局も倒産したら困ります。安全な水の供給はもう第1です。もちろん基本的なところはそこを押えての話だと思います。

会長 基本水量は撤廃した方が良いというご意見の方が多数のよううかがいました。ただ今日は欠席された方もおられますし、それがこの審議会の多数意見になるかどうかは分かりません。

また、それが果たして今おっしゃったように特に高齢者の方々にメリットのある料金体系になるのかどうかというのは未知数です。

これはどう考えたらいいでしょうか。

委員 これから先、高齢者の方が増えるというのは、それはそのとおりだと思います。ただそれだけを1つの判断基準にしているのかとも思います。

今は基本的なこと、どういう水道料金制度の仕組みを、我々として考えるかという話の中です。

だから色々なことだってあるわけです。企業の使用量はどんどん減っていきま。そういった中で、13ミリ、20ミリのところは、水道局の方が計算すると原価割れですという話も片方であるわけです。

だから他にシミュレーションの話よりも、もうちょっと基本的なこうしますという話になっていかないといけないと思います。

僕は福祉の話は、福祉でやれば良いと思っています。だからこの水道のあり方をどうしますか、というその原点に戻らないと、いくら会合をやっても結論は多分出てこないと思います。

会長 個別のケースはよく分かりません。ただ考え方としては、基本水量を撤廃するとすれば、すっきりします。考え方は非常に分かりやすい。先程藤田委員がおっしゃったようなことは、説得力がある論理だと思います。

そろそろ時間もまいりましたので、また次回以降色々ご発言願うということにいたします。

結局今日同意が得られたことは、第1点は二部料金制を採用する。それから口径別料金を採用する。ここまではもう全会一致ということ。問題の基本水量についてです。これは、多数意見と少数意見に分かれました。多数意見は撤廃した方が良い。少数意見の人は残した方が良い。基本水量そのものの数字は別にしているところだと思います。

それでは本日の審議はこれで終了させていただきます。